

# 第 1 部 概 況

第1部  
概  
況

# 第1章 労働争議の調整

## 第1節 労働争議の調整の概況

### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和7年中に取り扱った労働争議調整事件は61件で、このうち前年から繰り越された事件が12件、新規係属事件が49件であった(資料<統計表>第1表)。

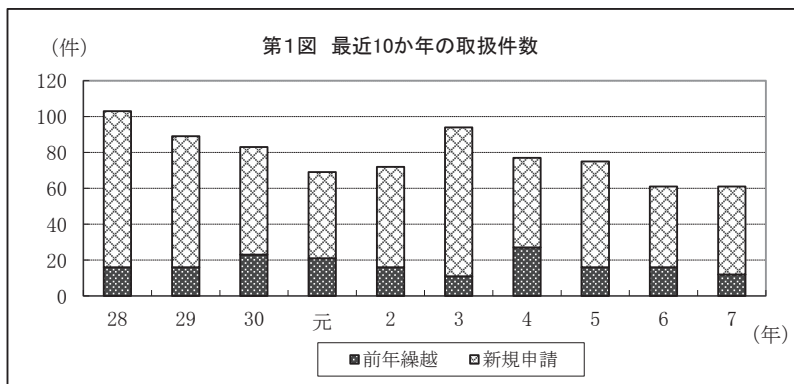
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数に変動はなく、新規係属件数は4件増加した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は、令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年以降は再び減少傾向となっている(第1図)。

なお、令和7年の新規係属事件49件のうち合同労組のみからの申請事件は29件で、59.2%を占めている(資料<統計表>第8表)。



## 2 新規係属状況

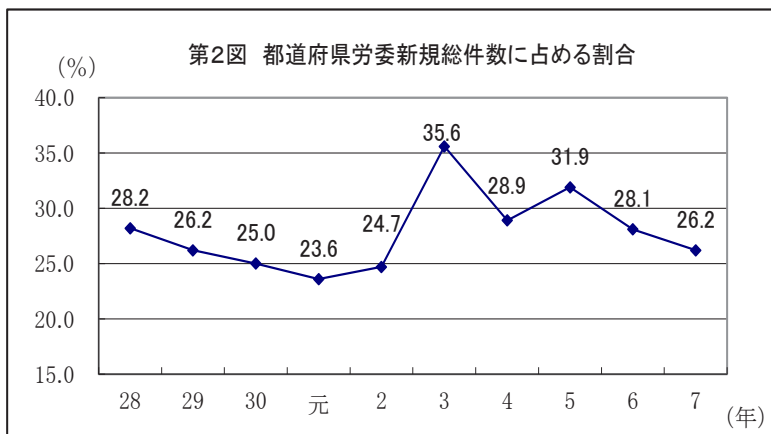
### (1) 調整区分別の状況

令和7年の新規係属件数49件はすべてあっせん事件であり、仲裁事件はなかった（資料<統計表>第1表）。

### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和7年の全国都道府県労委の新規総件数は187件で、前年より27件増加している。

当委員会に係属した新規件数49件を全国比でみると26.2%で、前年（28.1%）より減少した（第2図、資料<統計表>第2表）。



### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が40件（構成比（以下同じ。）81.6%）と多く、「使用者申請」は7件（14.3%）、「労使双方申請」は2件（4.1%）である（資料<統計表>第4表）。

### (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは39件（79.6%）、加盟していないものは10件（20.4%）である（資料<統計表>第5

表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系11件 (28.2%)、全労連系14件 (35.9%)、全労協を含むその他15件 (38.5%) である (資料<統計表>第6表)。

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が29件 (59.2%) で、このうち49人以下の企業に係るものは16件 (32.7%) である (資料<統計表>第9表)。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が12件 (24.5%) で最も多く、以下「製造業」が9件 (18.4%) と続いている (資料<統計表>第11表)。

#### (7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が38件で最も多く、次いで「その他」が10件、「その他の労働条件」及び「解雇」がそれぞれ9件となっている (資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「その他の労働条件」が8件で最も多くなっている (資料<統計表>第14表)。

#### (8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が32件 (65.3%)、「公・労・使委員三者構成」が17件 (34.7%) となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

### 3 終結状況

#### (1) 終結件数・終結率

令和7年の取扱件数61件のうち、46件が終結した。終結率は75.4%で、前年より4.9ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」16件、「取下」7件、「打切」23件である（資料＜統計表＞第1表）。

(3) 解決率

解決率は41.0%で、前年より1.2ポイント減少した（資料＜統計表＞第1表）。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した16件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」15件である（資料＜統計表＞第17表）。

(5) 申請取下の理由

取下7件のうち、「調整拒否」が1件（14.3%）などとなっている（資料＜統計表＞第18表）。

(6) 調整打切の理由

打切23件については、「調整拒否」が9件（39.1%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が11件（47.8%）である（資料＜統計表＞第19表）。

(7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は18日で、最長は469日であった。

(イ) 取下事件 最短は18日で、最長は280日であった。

(ウ) 打切事件 最短は2日で、最長は383日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は111.8日で、前年より18.9日長くなった（資料＜統計表＞第16表）。

第 1 表 終結事件所要日数区分分布

| 日数       | 終結<br>区分 | 総<br>数 | 解<br>決 | 取<br>下 | 打<br>切 | 不<br>調 | 裁<br>定 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総 数      |          | 46     | 16     | 7      | 23     | -      | -      |
| 9日以内     |          | 2      | -      | -      | 2      | -      | -      |
| 10日～19日  |          | 6      | 1      | 1      | 4      | -      | -      |
| 20日～29日  |          | 5      | -      | -      | 5      | -      | -      |
| 30日～59日  |          | 5      | 2      | 2      | 1      | -      | -      |
| 60日～89日  |          | 5      | 4      | -      | 1      | -      | -      |
| 90日～179日 |          | 14     | 6      | 2      | 6      | -      | -      |
| 180日以上   |          | 9      | 3      | 2      | 4      | -      | -      |

## 第 2 節 争議実情調査

### (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和7年の取扱件数は133件で、そのうち前年からの繰越件数は53件、新規調査開始事件は80件である(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

### (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は14件増加し、新規調査開始件数は7件減少した(資料<統計表>第20表)。

### (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件80件を業種別にみると、「医療業」が65件、「運

輸・通信業」が13件、「廃棄物処理業」が2件である（資料＜統計表＞第21表）。

#### (4) 終結状況

取扱件数133件のうち、84件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料＜統計表＞第20表）。